

各種基準等の検討・条例等について

□基準条例制定の必要性

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっています。

その中で、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準（政省令は今年度末に示される予定）を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

条例を定めるに当たっては、政省令で定める基準に従い定めるべきもの（【従うべき基準】）と、政省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（【参酌すべき基準】）が規定されています。

定義

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が <u>十分参酌</u> した結果として、であれば、地域の実情に応じて、 <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u> 。

□策定する基準

■保育の必要性の認定＜平成26年9月まで＞

26年度下半期以降、認定事務を行うことができるよう、可能な限り6月議会において支給認定基準に関する条例等を策定。

■教育・保育施設等の運営基準（確認制度）＜平成26年9月まで＞

27年度当初に整備されているべき認定こども園等や地域型保育事業について、確認手続きを行うことができるよう、可能な限り6月議会において運営基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。

■地域型保育事業の認可基準＜平成26年9月まで＞

27年度当初に整備されているべき地域型保育事業について認可を行うことができるよう、可能な限り6月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。

■地域子ども・子育て支援事業＜平成26年9月まで＞

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例を策定。

■費用・利用者負担＜26年度終盤＞

27年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定（条例・制定等）